⑵　申請書の提出方法　申請を行う者は、申請書に次の書類を添付し、別記２に掲げる申請書の提出場所へ提出すること。
①　建設工事契約の申請を行う場合
ア　工事経歴書
イ　営業所一覧表
ウ　総合評価値通知書の写し
エ　業態調書（管工事を希望する場合）
オ　納税証明書の写し
カ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
キ　共同企業体調書（共同企業体として申請する場合）
②　測量・建設コンサルタント等契約の申請を行う場合
ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　財務諸表類
オ　登記簿謄本（法人の場合）
カ　登録証明書等
キ　納税証明書の写し
③　物品の製造等契約、物品の販売契約、役務の提供等契約、物品の買受け契約の申請を行う場合
ア　登記簿謄本（法人の場合）
イ　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
ウ　営業経歴書
エ　納税証明書の写し
⑶　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により、邦貨額に換算して記載すること。
４　競争に参加することができない者
⑴　農研機構契約事務実施規則第８条に規定する特別な事由のある場合を除く契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４⑴若しくは⑵に該当する構成員を含む者
５　競争参加資格及びその審査　競争に参加することができる者の資格審査は、農研機構が定める「契約競争参加者等資格審査規則」により行う。なお、競争参加資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。
６　資格審査結果の通知　資格確認通知書等により通知（郵送）を行う。
７　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。
⑵　平成23年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格を取り消す場合がある。
８　農研機構契約事務実施規則の特例を定める規則第４条第５項に基づく事項
⑴　調達をする物品等又は特定役務の種類
物品　外国雑誌
特定役務　汚水処理
⑵　資格の有効期間及び更新手続
①　１⑴及び⑵の契約に係る資格の有効期間は資格を付与した日から平成25年３月31日までとし、その後の有効期間の更新を希望する者は、平成25年１月に平成25・26年度の資格審査の公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書を提出するものとする。
②　１⑶から⑹までの契約に係る資格の有効期間は資格を付与した日から平成25年３月31日までとし、その後の有効期間の更新を希望する者は、平成25年１月に平成25・26・27年度の資格審査の公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書を提出するものとする。
９　申請ができない場合
⑴　次の各号に掲げる場合には、１⑴の申請ができないものとする。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
②　経営事項審査において、総合評価値通知を受けていない場合
③　競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の基準日が申請を行う日の１年７月前の日以後のものでない場合
10　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
〒305―8517 茨城県つくば市観音台３―１―１　農研機構統括部財務課会計班契約係
別記１　発注機関　本部、中央農業総合研究センター、作物研究所、果樹研究所、花き研究所、野菜茶業研究所、畜産草地研究所、動物衛生研究所、農村工学研究所、食品総合研究所、北海道農業研究センター、東北農業研究センター、近畿中国四国農業研究センター、九州沖縄農業研究センター、農業者大学校、生物系特定産業技術研究支援センター
別記２　申請書の提出場所　〒305―8517 茨城県つくば市観音台３―１―１　農研機構統括部財務課会計班契約係　電話029―838―8558

競争参加者の資格に関する公示

東日本旅客鉄道株式会社の指名競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 23 年１月 28 日
東日本旅客鉄道株式会社
財務部長　横山　泰和
◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13
○東本国第２号
１　調達物品の種類及び機関　レール　財務部資材購買グループ　高木　秀男　東京都渋谷区代々木２―２―２　電話03―5334―1315
２　申請の時期　平成23年３月１日から平成23年３月31日までとする。その後も随時受付けるが、この場合には、当初の入札に間に合わないことがある。
３　申請の方法　⑴東日本旅客鉄道株式会社所定の申請書を使用すること。　⑵申請書の配付及び受付窓口並びに照会先は、上記１の調達機関の担当グループとする。　⑶申請書の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、申請書等で外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
４　競争に参加することができない者　購入する物品の種類ごとに定めるほか、次の各号の１に該当する者は、競争に参加することができない。
⑴成年被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けた者　⑵破産者で復権を得ない者　⑶契約の履行に際し故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正の行為のあった者　⑷入札に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合をなした者　⑸入札の参加又は契約の締結若しくは履行を妨害した者　⑹検査又は監督に際し、社員の職務執行を妨げた者　⑺契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をした者　⑻正当な理由がなくて、契約に関し、当社との間において現に係争中の者　⑼契約に関し現に履行遅滞となっている者　⑽過去における履行成績が不良な者　⑾正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　⑿競争に参加するための手続又は契約の履行に関する手続等に際し虚偽の申告をした者　⒀前⑾～⑿の１に該当する事実があった者を競争に際し入札代理人とし、又は契約に際し代理人、支配人その他の使用人として使用する者
５　競争参加者の資格審査　競争に参加しようとする者の経営規模、経営状況等について当社で定めた「指名資格審査基準」により、資格審査を行うものとする。